

第八十一号議案

江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十八日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和四十七年四月江戸川区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「法第三十五条に規定する事業（道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十八条に規定するものを除く。）及び」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。